

18歳になる君へ

大人への一步を踏み出す前に
知っておこう！ 契約のコト



2022年4月1日から
成年年齢が18歳になります！

今までの18歳 未成年

社会経験の少ない20歳未満の未成年者が
親の同意を得ないで契約した場合、原則として
契約を取り消すことができます。
(例) 親に内緒で10万円の化粧品セットを契約した場合

親の同意がない契約は
取り消せる
(法律で保護されている)



★ただし、次の場合は取消しできません
●お小遣いの範囲の少額な契約の場合
●自分が成人であると偽って契約した場合
●結婚している場合 など

これからの18歳 新成人

成年年齢が18歳になると、18歳、19歳の人は
親の同意なく、一人で様々な契約ができるようになります。
(例) ●スマホを購入する

- クレジットカードを作る
- 一人暮らしのためのアパートを借りる など

一方で、未成年者取消しはできなくなります。
様々な勧誘のターゲットになる危険性があります。



18歳(新成人)になったら…

こんな
トラブルに
注意!

マルチ取引



アドバイス

友人、先輩、SNSで知り合った人から
「人を紹介するともうかる」などと
誘われても、きっぱり断ろう!

定期購入



アドバイス

「お試し500円」などのネット広告では
買う前に“定期購入が条件になっていないか”
契約内容をよく確認!

エステ契約



アドバイス

体験だけのつもりで行って
高額な契約を勧められても、その場では契約せず
本当に必要かどうかよく考えよう!

情報商材



アドバイス

「1日10万円稼げる」「誰でも簡単」など
高収入を得られるという
情報商材*の広告には注意!

*投資などでお金をもうける方法として売られている情報

困った時は、
消費者ホットライン

い や や
188にご相談を!
最寄りの相談窓口
電話がつながります

兵庫県立消費生活総合センター

TEL:078-302-4001 FAX:078-954-5640

URL:<https://www.seiken.server-shared.com/>

消費生活相談番号: 078-303-0999 または 188(局番なし)